

2026年までに手形・小切手の電子化が決まっています！

山梨中銀 でんさいサービス

はじめてご利用キャンペーン

期間 >> 2024.12/1 (日) ~ 2025.3/31 (月)

2024年12月1日以降に初めて「でんさい」の発生記録請求を行ったお客さまを対象に、

キャンペーン期間中の
発生記録手数料を
1件につき**300円**
キャッシュバック！

でんさいとは

株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット※）が運営する手形に替わる電子決済サービスです。従来の手形と比べてさまざまなメリットがあります。

※一般社団法人全国銀行協会の100%出資子会社

でんさいの4つのメリット

1 コストダウン

手形・領収書の取扱いに係る印紙税・郵送料等を削減

2 事務負担軽減

手形の振出作業や郵送、保管、取立依頼等の事務負担を軽減

3 リスク軽減

現物の盗難や紛失の心配がなく、封入ミスも起こりません

4 資金繰りの円滑化

支払期日から資金利用可能。必要な分だけ分割して利用が可能

※手形の利用状況によっては、コストダウンに繋がらないケースも考えられます。

こちらでチェック！



手形からでんさいに切り替えた場合の「コスト診断」はこちら▶



お取引先のでんさい契約有無の確認はこちら▶



キャッシュバックキャンペーンを機に、でんさいを導入しませんか？

導入の流れ



キャッシュバックキャンペーンの詳細

対象者

2024年12月1日以降に初めて「でんさい」の発生記録請求を行ったお客さま

※本キャンペーンへの参加に当たっては、事前の登録・エントリー等は必要ありません。

内容

キャンペーン期間中（2024年12月1日～2025年3月31日）に行った発生記録請求の全件を対象に、発生記録手数料の一部（1件につき300円）をキャッシュバックします。

キャッシュバック金額

発生記録請求 1 件あたり：300円

キャッシュバック方法

- 当行から対象者の「でんさい手数料引落口座」に振込します。
- 振込は、2025年6月下旬に対象期間のキャッシュバック分を一括して振り込みます。
- キャッシュバックは、金額が確定したところで対象のお客さま宛に文書（対象件数・還元額等が記載）を送付予定です。

【留意事項】

●対象者の要件を満たした場合のみ、キャッシュバックの対象となります。2024年11月30日以前に発生記録請求を行ったことがあるお客さまは、本キャンペーンの対象外となります。●対象者の判定は利用者単位で行います。●他の金融機関ですでに利用がある場合でも、当行での発生記録請求が初めてであれば、キャンペーンの対象となります。●キャッシュバック振込時点で、対象となる手数料引落口座が解約されている場合は、キャッシュバックできません。●本キャンペーンは期間中であっても、予告なく終了する場合があります。

くわしくは山梨中央銀行の窓口
またはフリーダイヤルへどうぞ
（受付時間）月曜日～金曜日 9:00～17:00（ただし、祝日・12/31～1/3は除きます。）

ふ れ あ い ハ ロ ー に
 **0120-201862**

照会コード
9

山梨中央銀行

<https://yamanashibank.co.jp/>